

参考令和5年度 保育料徴収基準額表 (2・3号の月額)

階層区分	定義		3歳児未満 (0～2歳児クラス)		3歳児以上 (3～5歳児クラス)		
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	
A	生活保護法による被保護世帯又は里親世帯		円	円	円	円	
B	市民税非課税世帯		0	0			
C	市民税課税世帯	C1	均等割のみ課税世帯	9,100	8,900	0	0
		C2	10,000円未満の世帯	11,300	11,100		
		C3	10,000円以上29,000円未満の世帯	12,900	12,600		
		C4	29,000円以上48,600円未満の世帯	16,400	16,100		
		C5	48,600円以上58,000円未満の世帯	20,500	20,100		
		C6	58,000円以上70,000円未満の世帯	24,400	23,900		
		C7	70,000円以上97,000円未満の世帯	28,900	28,400		
		C8	97,000円以上106,000円未満の世帯	35,500	34,800		
		C9	106,000円以上134,000円未満の世帯	39,800	39,100		
		C10	134,000円以上187,000円未満の世帯	44,500	43,700		
		C11	187,000円以上248,000円未満の世帯	50,600	49,700		
		C12	248,000円以上301,000円未満の世帯	55,300	54,300		
		C13	301,000円以上351,000円未満の世帯	60,000	58,900		
		C14	351,000円以上397,000円未満の世帯	62,900	61,800		
		C15	397,000円以上の世帯	65,000	63,800		

※1 年齢は4月1日時点で算定されます。保育料及び給食費は年度毎に見直しを検討しています。

※2 市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書の「市民税税額控除前所得割額」を参照ください。4月～8月の保育料等は前年度市民税額、9月～3月の保育料等は当年度市民税額で算定します(P6、P7参照)。

◆給食費について

3歳児クラス以上については、給食費(主食及び副食費)が別途必要となります。

ただし、下記「保育料の減免制度」の①～④に該当する場合は、副食費が免除されます。

(①・④は当該児童が第3子以降の場合、②・③は第1子から)

※ 給食費のほか消耗品等の別途徴収する費用は、保育施設により異なります。保育施設にてご確認ください。

◆保育料の減免制度

① 同一世帯で2人以上の児童が認可保育施設、幼稚園、認定こども園、事業所内保育施設、企業主導型保育施設、障がい児通所(園)施設等を利用している場合 ※市民税所得割課税額が77,101円未満の世帯の場合のみ未就園又は認可外保育施設等に在籍している子どもも算定対象 ⇒ 第2子は表中の金額の半額、第3子以降は0円となります。
② 市民税所得割課税額が57,700円未満の世帯の場合 ⇒ 第1子の児童の年齢にかかわらず、第2子は上記の表の半額、第3子以降は0円となります。
③ ひとり親世帯や障がい者手帳を有する世帯などで、市民税所得割課税額が77,101円未満の世帯の場合 ⇒ 第1子は上記の表の半額(9,000円を上限とします。)、第2子以降は第1子の児童の年齢にかかわらず0円となります。
④ 市民税所得割課税額が169,000円未満の世帯かつ18歳未満の児童が3人以上いる世帯の場合 ⇒ 第3子以降の場合は0円となります。

◆延長保育料について(公立保育所2施設の場合)

開田保育所および新田保育所にて延長保育を必要とする児童には、上の表の階層区分に応じ、右の表の金額(月額)を加算します。

階層区分	午後7時まで	午後7時30分まで
A	0円	0円
B	1,000	2,000
C1からC4まで	2,000	4,000
C5からC15まで	3,000	6,000